平成２６年（フ）第３号
宮城県気仙沼市本吉町津谷長根121番地３
債務者　佐藤ひとみ（旧姓南舘）
1　決定年月日時　平成26年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部
平成２５年（フ）第５５６号
埼玉県三郷市彦成３丁目11番12―1004号、旧住所埼玉県越谷市蒲生西町１丁目８番17号サンハイムⅡ205号
債務者　大金　浩一
1　決定年月日時　平成26年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係
平成２６年（フ）第１号
埼玉県越谷市大字平方3037番地９
債務者　工藤　　緑
1　決定年月日時　平成26年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係
平成２５年（フ）第６４４号
埼玉県所沢市美原町１丁目2926番地の10　コスモ新所沢ロイヤルフォルム204
債務者　新藤英煥こと　朴　　英煥
1　決定年月日時　平成26年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
さいたま地方裁判所川越支部
平成２５年（フ）第６５４号
埼玉県ふじみ野市西鶴ケ岡２丁目８番28―101号　田中マンション
債務者　森山　悦子
1　決定年月日時　平成26年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
さいたま地方裁判所川越支部
平成２６年（フ）第６号
埼玉県所沢市所沢新町2554番地の１　ランドシティ新所沢404、前住所埼玉県所沢市東新井町303番地の２　鈴木方
債務者　鍋島　久昌
1　決定年月日時　平成26年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
さいたま地方裁判所川越支部
平成２５年（フ）第１８９号
千葉県大網白里市みずほ台２丁目21番地22
債務者　大木　大輔
1　決定年月日時　平成26年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係
平成２５年（フ）第１９０号
千葉県匝瑳市椿1587番地33
債務者　熱田　鈴子（旧姓江ヶ崎）
1　決定年月日時　平成26年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係
平成２５年（フ）第２２１号
静岡県富士市錦町１丁目15番28号　錦プラザ210号、前住所静岡県富士市津田町65番地野村アパート101号
債務者　佐野　二郎
1　決定年月日時　平成26年１月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
静岡地方裁判所富士支部
平成２５年（フ）第２２２号
静岡県富士市錦町１丁目15番28号　錦プラザ210号、前住所静岡県富士市津田町65番地野村アパート101号
債務者　佐野　真弓
1　決定年月日時　平成26年１月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
静岡地方裁判所富士支部
平成２５年（フ）第２２３８号
名古屋市西区栄生３丁目５番１号
債務者　下川　直美
1　決定年月日時　平成26年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２５年（フ）第２２９７号
愛知県春日井市小野町４丁目８番地３　フォーブル小野104号
債務者　野田つや子
1　決定年月日時　平成26年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２５年（フ）第２３２４号
名古屋市中村区横井１丁目340番地　市営横井荘４棟102号、従前の住所名古屋市中村区稲西町171番地　市営稲西荘309号
債務者　江葉　靖子
1　決定年月日時　平成26年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２５年（フ）第２３８５号
名古屋市中村区十王町21番９号　三喜マンション４Ｂ号、従前の住所名古屋市中村区名駅南２丁目９番22号　笹島寮
債務者　徳永まどか
1　決定年月日時　平成26年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２５年（フ）第２４３１号
愛知県津島市西愛宕町２丁目45番地８
債務者　若松　涼子
1　決定年月日時　平成26年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２６年（フ）第１７号
名古屋市港区小碓１丁目557番地　鬼頭本社ビル406号
債務者　木全　秀信
1　決定年月日時　平成26年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２５年（フ）第１１２号
鹿児島県霧島市隼人町内山田1593番地11
債務者　坂元さおり（旧姓多良・渡辺）
1　決定年月日時　平成26年１月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係